

平成19年(ワ)第3805号

原告 大 正 健 二  
被告 山 下 恒 生 他 1 名

準 備 書 面 1

平成19年5月28日

大阪地方裁判所 第5民事部単独4係 御 中

原告訴訟代理人

弁護士 佐 藤 裕 己



1 求釈明事項

(1) 被告らは、その答弁書において被告組合は地方公務員法の登録職員団体であり、ビラ配布等を行ったのは、同一名称ではあるが、法人格のない訴外教育合同であると主張しているもので、以下の点について明らかにされたい。なお、「被告組合」「訴外教育合同」の呼称は、被告らの答弁書のそれと統一する。

- ① 甲16乃至同18の各閉鎖登記簿謄本上の「大阪教育合同労働組合」と甲2の「大阪教育合同組合」とは同一法人か否か。
- ② 訴外教育合同の代表者(理事等)、所在、電話番号等は被告組合と同じか。違っておればその内容。
- ③ 訴外教育合同は、被告らの主張によると、地方公務員法が適用される職員と労働組合法が適用される労働者で構成されるいわゆる混合組合であると理解してよいのか。

- ④ 訴外教育合同の組織内容（定款・綱領等）について。
- ⑤ 訴外教育合同は、権利能力なき社団か。
- ⑥ 甲19は、本件で問題になっているホームページに掲載されている「大阪教育合同労働組合綱領」であるが、本件ホームページの運営主体は誰か（なお、上記「綱領」の第3条では、「この組合は法人とする」と記載されている）。

以 上